

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

マイナンバーカードの申請手続の未処理による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年８月１５日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

マイナンバーカードの申請手続の未処理による損害賠償額の決定
及び和解について

- １ 事 故 発 生 日 令和５年２月２６日（日）
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市上土田４６１番地
(かすみがうら市役所千代田庁舎)
- ３ 相 手 方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
[REDACTED]
- ４ 事 故 の 概 要 かすみがうら市は相手方から提出されたマイナンバー
カード申請書及び顔写真のデータを適正に処理しな
かったため、相手方はマイナンバーカードを取得できず、
マイナポイントを申請することができなかった。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
(１) 過失割合 かすみがうら市１００％
相手方 ０％

(2) 損害賠償額 かすみがうら市 100,000円

相手方 0円

(3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。